（別紙様式第１－２号）

 受　 託　 研　 究　 契　 約　 書 （案）

　受託者国立大学法人東京医科歯科大学（以下「甲」という。）と委託者　　　　（以下「乙」という。）は、次の各条によって受託研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第１条 本契約書における用語の定義は、次に定めるところによる。

 （１）　「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、第２条に規定される受託研究（以下「本受託研究」という。）の目的に関係し、本受託研究の実施に伴い生じたデータ及び研究成果報告書中で成果として確定された発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

 （２）　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

　イ　特許権、実用新案権、意匠権、商標権、半導体集積回路の回路配置利用権、育成者権及び上記の登録を受ける権利並びに外国における上記各権利に相当する権利

　ロ　著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定する著作物の著作権（著作権法第２１条から第２８条に規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記著作権に相当する権利（以下「著作権」という。）

　ハ　秘匿することが可能な技術情報で、かつ、財産的価値のあるものであって、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

２　「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

３　知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第３項に定める行為、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号)第２条第３項に定める行為、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第２項に定める行為、商標法（昭和３４年法律第１２７号）第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２条第１項第１５号及び同項第１９号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

４　「研究担当者」とは、本受託研究に従事する甲に属する次条に掲げる者及び第５条第２項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、上記研究担当者以外の者であって 本受託研究に協力する者をいう。

（受託研究の題目等）

第２条　甲は、次の受託研究を乙の委託により実施するものとする。

 （１） 研究題目

 （２） 研究目的及び内容

 （３） 研究担当者　　別表第１のとおり

 （４） 研究に要する経費　　　　　　　　　　　　　　円（消費税額及び地方消費税額を含む）

　　　　　　　　　　　　　　　（うち直接経費　　　　　　　　　　　　円）

　　　　　　　　　　　　　　　（うち間接経費　　　　 　　　　　　　円）

 （５）　 研究期間　 研究経費納付日から　　年　　月　　日までとする。

 （６） 提供物品

（研究成果の報告）

第３条　甲は、本受託研究が完了した日の翌日から起算して６０日以内に、研究経費の支出実績等を含めた研究成果報告書を乙に提出するものとする。

（ノウハウの指定）

第４条　甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本受託研究完了の翌日から起算して３年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究の遂行）

第５条　甲は、本受託研究を自己の責任において行うこととし、その実施に当たり被った損害については乙に対して賠償を請求しない。ただし、乙の提供物品に、瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

２　甲は、甲に属する者を新たに本受託研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

（再委託）

第６条　甲は、書面による事前の乙の承諾なしに、本受託研究の再委託等本契約に基づく権利及び義務を、第三者に承継させてはならない。

（研究経費の納付）

第７条　乙は、第２条の研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を甲に、請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。

２　研究経費の内訳は、別表第２のとおりとする。

３　第１項の研究経費は、甲及び乙が別表第２の２に合意するところにより支払うものとする。

４　乙は、所定の納付期限までに前項の研究経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年５％の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

５　入金等に係る手数料は乙の負担とする。

（経理）

第８条　前条の研究経費の経理は、甲が行う。ただし、乙は、本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は、乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第９条　研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（提供物品の搬入等）

第１０条　第２条の提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

２　甲は、第２条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

（受託研究の中止又は期間の延長）

第１１条　天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本受託研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は、その責を負わないものとする。

（提供物品の返還）

第１２条　甲は、本受託研究を完了し、又は中止したときは、第２条の提供物品を研究完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（研究経費の返還）

第１３条　第１１条の規定により、本受託研究を中止し、若しくは延期する場合において、第７条第１項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じたときは、乙は甲に不用となった額の返還を請求することができる。甲は、乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費が不足した場合の処置）

第１４条　甲は、納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

（研究成果の扱い）

第１５条　甲及び乙は、教育又は研究の目的の範囲で本受託研究の研究成果を無償で自由に実施できるものとする。また、本受託研究の研究担当者のうち甲に属する又は属していた者は、民間企業に属する場合を除き、本受託研究の研究成果に係る知的財産権を、教育及び研究の目的に実施することができるものとする。

２　本受託研究の成果として生じた有体物の管理方法、処分の方法については、甲乙が協議して定める。

（知的財産権の帰属）

第１６条　本受託研究の結果生じた知的財産権は、甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとし、その取り扱いは甲の職務発明規則に従うものとする。

（知的財産権の出願）

第１７条　甲は、本受託研究の結果生じた発明等であって前条により甲に承継された知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「甲の知的財産権」という。）について、出願を行う場合には事前に乙に書面で通知する。

（外国出願）

第１８条　前条の規定は、甲の知的財産権の外国における出願についても適用する。

（甲の知的財産権）

第１９条　甲は、甲の知的財産権の実施権（独占的実施権を含む）について、当該知的財産権の出願時に乙が希望する場合には、当該出願をしたときから１８ヶ月間の優先交渉権（以下「オプション権」という。）を乙に付与し、当該期間中は乙又は乙の指定する第三者以外には許諾しないものとする。

２　前項のオプション権の有効期間中の当該知的財産権の出願手続き及び権利保全に要する費用（以下「出願等費用」という。）は、乙がその全額を負担するものとする。

３　本契約の他の定めにかかわらず、甲の知的財産権の実施権が乙又は乙の指定する第三者に許諾された場合でも、乙又は乙の指定する第三者が本受託研究終了後5年以内に甲の知的財産権について実施又は実施に向けた合理的努力をしていない場合には、甲は当該知的財産権を第三者に実施許諾できるものとする。

（著作物及びノウハウに係る知的財産権）

第２０条　著作物及びノウハウに係る知的財産権の実施及び実施許諾については、前条第１項（但し、オプション権の開始は第７条の通知から３０日以内に乙が希望したときから）、第３項の規定に従うものとする。

２　甲は、相手方及び第三者による著作物の利用について、著作者人格権の不行使等の権利処理を行うものとする。

（情報の開示）

第２１条　乙は、本受託研究に関して乙の有する情報、試料、その他研究材料／機器を甲の本受託研究遂行に必要な範囲において甲に無償で提供するものとする。

（秘密の保持）

第２２条　甲及び乙は、本受託研究の実施に当たり、相手方から提供又は開示を受けた情報であって、当該提供又は開示の際に相手方より秘密である旨明示されたもの（第１号から第６号までに該当するものを除く。以下「秘密情報」という。）について、研究担当者並びに自己に属する本受託研究の実施及び管理のために秘密情報を知る必要がある者（以下「秘密情報知得者」という。）以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、秘密情報について、秘密情報知得者がその所属を離れた後も含め秘密として保持する義務を、当該秘密情報知得者に対し負わせるものとする。

　（１）　提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

　（２）　提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報

　（３）　提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

　（４）　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報

　（５）　秘密情報によることなく独自に開発・取得した情報

　（６）　書面により事前に相手方の同意を得た情報

２　甲は、秘密情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。

３　前２項の有効期間は、第２条の本受託研究開始の日から、本受託研究完了又は中止後３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の公表等）

第２３条　甲及び乙は、本受託研究完了又は中止（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し３ヶ月以降、本受託研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で発表又は開示すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

２　前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の３０日前までにその内容（以下「公表希望内容」という。）を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、相手方の事前の書面による了解を得た上で、相手方の名義、略称、標章等（以下、「名称等」という。）及び公表等を行う内容が本受託研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　前項による通知を受けた相手方は、当該研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断したときは、当該通知受理後１５日以内に公表希望内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、当該研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、当該公表等をしてはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　第２項の通知しなければならない期間は、本受託研究完了又は中止の翌日から起算して２年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（名義使用）

第２４条　乙は、甲の名称等を本受託研究の成果に基づいて開発する製品の広告、パッケージ、販売促進資料その他の営利目的に使用してはならない。ただし、事前に書面による甲の承諾を得た場合、その承諾範囲内に限り甲の名称等を使用することができる。

（研究協力者の参加及び協力）

第２５条　甲又は乙のいずれかが、本受託研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の事前の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本受託研究に参加させることができる。

２　前項により、研究担当者以外の者を研究協力者として参加させることについて、相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「責任当事者」という。）は、当該研究協力者に本契約内容を遵守させなければならない。

３　研究協力者が本受託研究の結果発明等を行った場合、その発明等は責任当事者に帰属させるものとし、第１６条及び第１７条の規定が適用されるものとする。

（安全保障輸出管理）

第２６条　契約当事者は、本契約に従って他の契約当事者から提供される貨物（機器、試料等を含むが、これらに限定されない。以下、同じ。）又は技術を、輸出又は提供する場合は、「外国為替及び外国貿易法」とこれに基づく政令、省令、通達等、並びに関連する外国政府の関係法令等（米国輸出管理規則を含むが、これに限定されない。）を遵守しなければならない。

２　契約当事者は、本契約に従って他の契約当事者から提供される貨物又は技術を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、軍事用途の目的あるいはその他の国際的平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用をしてはならず、又、かかる目的を有する第三者に直接・間接を問わず輸出又は提供してはならない。

（反社会的勢力の排除）

第２７条　甲及び乙は、相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

　(1) 自己（自己の役員その他経営に実質的に関与する者を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、又はその他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと

　(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと

　(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

　　イ　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　　ロ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

　　ハ　法的な責任を超えた不当な要求を行う行為

　　ニ　その他前各号に準ずる行為

２　甲又は乙は、相手方の前項の確約が虚偽であった場合又は相手方が前項の確約に反する行為をした場合は、何らの催告なしに直ちに本契約を解約することができる。

３　甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

（契約の解除）

第２８条　甲は、乙が研究経費を第7条第1項の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後３０日以内に是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。

 （１）　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき。

 （２）　相手方が本契約に違反したとき。

（損害賠償）

第２９条　甲又は乙は、前条に掲げる事由又は自己、研究担当者若しくは自己の研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を当該相手方に対して、賠償しなければならない。

（契約の有効期間）

第３０条　本契約の有効期間は、第２条に定める期間とする。

２　本契約の失効後も、第３条及び第４条、第１２条及び第１３条、第１５条から第２５条、前条及び第３２条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第３１条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（裁判管轄）

第３２条　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保管するものとする。ただし、本書において、電子契約により締結した場合、電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　（甲）　住所　東京都文京区湯島一丁目５番４５号

　　 　　　　　　　　　　　国立大学法人東京医科歯科大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学長　田中　雄二郎　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　（乙）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

 別表第１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 氏　　　　名 | 所属部局・職名 | 本研究における役割 |
| 甲 |  | 　　　 |  |

（注）研究代表者には氏名に※印を付すこと。

 別表第２ （第７条、第９条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 受託研究費 |
| 乙 | 　 　　　　　　　　　　円 （消費税額及び地方消費税額含む）（うち直接経費 　 　　 　 円）（うち間接経費 　 　　 　 円） |
| 合計  | 円 |

別表第２の２　（第７条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 支払時期 | 支払金額 |
| 第１回 | 請求書発行日から当該請求書に定める支払期限 | 　　　　　　　　　　　　円 |
| 第２回 | 　年　月　日 | 　　　　　　　　　　　　円 |